

●香川県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年5月28日から同年6月18日まで一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市六条町字中筋259番3地先 から 高松市六条町字中筋258番1地先 まで	9.7~14.4	16	平成24年香川県告示第 507号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成25年5月28日